

申入書

2018年3月8日

会計検査院・院長河戸光彦殿 御中

申立人 国有地の低額譲渡の真相解明を求める弁護士・研究者の会

代表 阪口徳雄（弁護士）

代表 菅野園子（弁護士）

第1 申入の趣旨

1 会計検査院は、会計検査院法26条に基づき、財務省に対し、学校法人森友学園に対する国有地の賃貸・売却に関する検査のために必要となる帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求めたのに、佐川宣寿現国税庁長官、太田充理財局長、美並近畿財務局長、池田靖近畿財務局統括国有財産管理官、その他関係者らがその要求された資料を提出しなかったこと、及び形式的には提出したもの、その時期が会計検査院の報告前日であり実質的には「提出」と評価できない等、これに応じなかった事実があり、これらは法31条2項後段に違反していると思われる。よって、当該職員及び監督責任者に対し法31条1項により麻生財務大臣その他監督の責任に当たる者に対して懲戒処分の要求（懲戒処分要求書の送付）をするよう申し入れる。

2 朝日新聞の報道にあるように、賃貸、売買契約 당시에実際に決済文書に添付された文書と、会計検査院に提出された文書（当会員のメンバーである上脇博之教授が情報公開請求した文書や又は国会議員に一部公開されている文書と同じと思われる）が、もし異なるものであるならば、会計検査院の検査を著しき妨害する行為であるので、当該職員及び監督責任者に対し法31条1項により麻生財務大臣その他監督の責任に当たる者に対して懲戒処分の要求（懲戒処分要求書の送付）をするよう申し入れる。

第2 申入の理由

1 はじめに

2017年11月22日、会計検査院は、「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果についての報告書」（以下、単に「検査院報告」

という）を発表した。

この検査院報告は、検査にあたり近畿財務局から十分な資料が提出されなかつたことを多数指摘していた。検査院報告は以下のとおり述べる（下線は申立人による）。

◆本文41～42頁

「近畿財務局は、国自らが撤去工事を実施すると予算措置や発注業務等に時間を要することとなり、これにより学校設置に影響が生じた場合、損害賠償請求を受ける可能性があることなどを考慮して森友学園の要望に応じ、本件土地を売却する方向で事務を進めたとしている。そして、詳細な日付等は不明であるものの森友学園側と数回やり取りをしたとしているが、具体的な資料はなく、その内容は確認することができなかった。」

◆本文112頁

「予定価格と意見価額が同額である点に関して、近畿財務局は、本件鑑定評価において、地下埋設物の存在が価格形成要因から除外されたことから、地下埋設物の影響を踏まえた判断が必要になるとし、近畿財務局が明らかとなっている瑕疵に対応しない場合には森友学園が小学校建設を断念して損害賠償を請求する考えが示されていたことなどの個別事情を踏まえ、意見価額を参考として、鑑定評価額9億5600万円から大阪航空局が合理的に見積もった地下埋設物撤去・処分費用を控除するなどしたものであるとし、国有財産評価基準に沿った取扱いであるとしている。

しかし、予定価格の決定に当たり、森友学園から損害賠償を請求する考えが示されていたことなどの個別事情を踏まえたとされているところ、当該個別事情を勘案したことは予定価格の決定における重要な要素であるのに、決裁文書にこの点に関する特段の記述がないなど、具体的な検討内容は明らかではなかった。そして、鑑定評価額と大きく異なる額を予定価格として決定していたのに、国有財産評価基準で求められている評価調書の作成を失念し、評定価格を定めておらず、評価内容が明らかになつてないため、評価事務の適正を欠いていると認められた。

すなわち、検査院は、財務省、あるいは近畿財務局に対し、学校法人森友学園に対する国有地の売却に関する帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め

たものの、それらが不十分であったことが認められる。

2 財務省による新たな文書の提出・公表

(1) 財務省は、本年1月19日に、当会のメンバーである上脇博之教授の情報公開請求により開示された5件の文書、又その後に新たな文書20件を国会に提出し公表した。

(2) 近畿財務局が2016年3～5月に作成した「照会票」と「相談記録」を公表した。これは、国有地の売却担当者が、学園との交渉経緯を記した上で、財務局の法務担当者に、国の対応に法律上の問題がないか質問し、回答を受けた内容が記されている。

例えば、2016年3月24日付の文書によると、森友学園は2017年4月開校予定だった小学校建設のために借りた国有地から廃棄物が見つかったとして、財務局に「開校が遅れたら大変なことになる」などと対応を要求したとされている。

森友学園は「土地を安価に買い受けることで問題解決を図りたい」「無理であれば事業を中止して損害賠償請求をせざるを得ない」と安値売却を持ちかけていた。

これを踏まえ、財務局の売却担当者が「国は貸主として法的にどういう責任を負うか」と質問し、これに対し法務担当者は学園から契約解除や損害賠償請求などの可能性があるとして、「速やかに方針を決定した上で、義務違反を免れる方策を講じることが望ましい」と早期の対応を促していた。

さらに、2016年4月22日付の文書では、学園側弁護士から「価格が折り合って買い受ける場合、損害賠償請求などは行わない」と提案されたことを記載しており、財務局の売却担当者が学園からの賠償請求を免れる方法を質問、法務担当者は売買契約書の文案を添削していた。

又、別の文書では、担当部署からの法的な問題の照会に対し、法務部門がどう回答したかの記録であり、その前提として、当然のことながら、交渉における森友学園側の要望内容などが記載されている。

交渉担当者は、「経緯」として、2013年6月～2015年3月までの詳細な交渉経過を年表にしている。

(3) 会計検査に提出されるべき文書であったこと

これらの文書は、前述の検査院報告における「損害賠償請求を受ける可能性があることなどを考慮して森友学園の要望に応じ、本件土地を売却する方向で事務

を進めたとし」「森友学園側と数回やり取りをした」その内容が記載されたものであることは疑いようがない。

検査院報告は、「予定価格の決定に当たり、森友学園から損害賠償を請求する考
えが示されていたことなどの個別事情を踏まえたとされているところ、当該個別
事情を勘案したことは予定価格の決定における重要な要素であるのに、決裁文書
にこの点に関する特段の記述がないなど、具体的な検討内容は明らかでなかっ
た」としているが、これらはまさにその検討内容を示す重要な文書でもある。

これらの文書は、会計検査院の判断における重要な資料であり、会計検査院に
一早く提出すべき文書であった。しかし、検査結果公表前日に会計検査院に提
出するごときはその間「隠匿」していたことを示すものであり、法26条違反に
明らかに該当する

3 会計検査院法の定め

(1) 会計検査院法は以下のとおり定める。

第二六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるもの
に帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者
に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、
帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質
問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければ
ならない。

第三一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職
員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認める
ときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を
要求することができる。

2 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証
拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第二十
六条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用
する

(2) 本件において、会計検査院は、上記26条に基づき、財務省等に対し資料
や報告の提出を求めている。そして、前述の、検査後に提出された文書は、
明らかに、検査上必要な資料であった。ところが、財務省はこれらを提出
していなかった。

この点、報道によれば、麻生財務相は、意図的に隠したわけではない、な

どと答弁したとされている。また、太田充理財局長は、「昨年春以降に会計検査院の検査を受けた際、保管していた部門に確かめず、存在に気付かなかった」としているが、「保管していた部門に確かめない」などということはあり得ない。逃げの弁明しかでない。

会計検査院がこの情報を提出されていても、結果的に結論に影響がなかったとしても、このような事態が看過されるのであれば、憲法に定められた会計検査院の機能を大きく減殺してしまう。

(3) 本件の場合は公表日前日に「提出」するごとき行為は法31条2項後段の「第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する」に該当するので懲戒処分出来るし処分すべきである。

4 懲戒処分を受けるべき対象者

(1) 学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされ、これを会計検査院が受諾したのは、2017年3月7日である。

本件検査に関して検査院から要請があり、実際調査・報告を要求される担当者らは池田靖近畿財務局統括国有財産管理官などは当然の対象であるが、要求された当時の期間に在籍した佐川宣寿国税庁長官（昨年7月までの理財局長）大田充理財局長、美並近畿財務局長、らも懲戒処分を受けさせるべきである。本件のような会計検査院の要請を無視する財務省の体質を厳しく弾劾する為に一罰一〇〇戒の意味で厳しく懲戒処分するよう要請（懲戒処分要求書の送付）すべきである。

(2) 一度作成した行政文書を、後日、世間の批判をかわすために、行政機関に「都合の良い内容」の「行政文書」に差し替えするごときはあってはならない。

刑法第155条2項の公文書変造罪に該当する恐れがある。

このようなことが行われれば行政機関の意思決定課程の検証は後日できなくなり、行政機関の透明性を著しく阻害する。

もし朝日新聞報道が事実であるならば、差し替えの実行行為が行われたのは、近畿財務局の学校法人森友学園への本件土地の賃貸、処分が著しく、歪められた結果を隠蔽する為であると思われる。

実行行為者は当然であるが、このような財務省に不都合な事実を「隠蔽」する風潮を生み出した佐川宣寿国税庁長官（昨年7月までの理財局長）が

最高の責任者であるので、同人も同罪であると思慮する。更に「異常」な風潮を生み出した、財務省内部の監督責任者も同罪に処すべきである。

よってこれらの職員を財務大臣等に指示して懲戒の処分を要求するよう（懲戒処分要求書の送付）要求するべきである。

5　まとめ

会計検査院の検査を上記のように妨害した行為は、あってはならない行為である。会計検査院が、監督の責任に当るべき麻生財務大臣その他監督の責任に当たる者に対し厳しく懲戒解雇を含む懲戒処分を要求するよう、申し入れるものである。

以　上